

第百五十四号議案

東京都薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年五月二十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号」を「第二条第一項第一号に規定する麻薬（同条第二項の規定により麻薬とみなされるものを含む。）」、同条第一項第四号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十二条第一項中「第二条第七号」を「第二条第六号」に改める。

第十三条第一項中「第六号」を「第五号」に改める。

第十八条から第十九条までの規定中「第二条第七号」を「第二条第六号」に改める。

附 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行に伴い、規定を整備する

必要がある。